

令和3年第10回荒尾市農業委員会議事録

開催日時 令和3年10月11日（月） 19時00分開会

開催場所 荒尾市役所43号会議室

出席委員 14人

内田 浩明（会長）
古城 義郎（副会長）
尾上 光洋
田上 慎一
濱田 陽子
丸木 義寛
濱崎 仁道
畑田 香織
松岡 秀一
上田 清史
福田 榮一
大園 正道
齊藤 健
前田 真也

農業委員会事務局出席者

局長 永吉 桂輔
次長 田中 雅之
書記 坂西 正光
書記 平田 龍朗

議事日程

第1 議事録署名委員・会議書記の指名

第2

議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第48号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について

報告第27号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第28号 農地法第3条の3第1項の届けについて

報告第29号 許可不要転用届について

第3 その他

議長（会長） それではただ今より令和3年第10回総会を開催致します。本日は14名中14名出席ですので総会は成立しています。本日は議題3件、報告事項3件となっております。それでは審議に入りたいと思います。

議長 議案第46号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請についてです。事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

議案第46号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請についてです。

2件です。

受付番号1

（譲渡人）荒尾市金山の個人

（譲受人）玉名市岱明町鍋の個人

（土地の所在地）金山の田、面積1,149㎡ 外1筆 合計2,169㎡

（譲渡理由）労力不足

（譲受理由）経営拡張

受付番号2

（譲渡人）荒尾市金山の個人

（譲受人）玉名市岱明町鍋の個人

（土地の所在地）金山の畑、面積509㎡ 外1筆 面積1,404㎡

（譲渡理由）労力不足

（譲受理由）経営拡張

申請地は過去に譲受人が農地法第3条により取得された農地の付近で、以前提出された農地改良届に基づき段差を解消した農地と併せて一体的に耕作をされるものです。改良工事が少しずつ進展していることを確認済みです。本申請と併せて、以前提出された営農計画書について、作付開始時期の延期等の変更の申出を受けています。申請地以外にも取得予定の農地があるとのことで、取得後に一体的に耕作をされる計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

議案第 46 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請については以上です。御審議の程よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは、この件について担当委員は説明をお願いします。

委員 現状耕作されていない農地を含めて一体的に取得して耕作をされることで、今はそれを見守っていく状況と考え、問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。耕作者がいない農地の所有権移転申請は、他の地区においてもあり得ることですので各委員は御認識をお願いします。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定します。続きまして、**議案第 47 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請及び関連する報告第 29 号 許可不要転用届**について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議案第 47 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請及び関連する報告第 29 号 許可不要転用届についてです。

8 件です。

受付番号 1

(譲渡人) 荒尾市蔵満の個人

(譲受人) 荒尾市蔵満の個人

(土地の所在地) 一部の畑、面積 485 m²

(転用目的) 一般住宅で、第 3 種農地

現地の状況ですが、何も作付をされていない農地です。一般住宅 1 棟と、来客用を含む駐車場 5 台分の事業計画です。給水は市上水、生活雑排水・汚水は市下水道へ接続、雨水は浸透枡を設置して浸透処理し、オーバーフロー分は東側側溝へ排水する計画で、隣接農地への営農には影響ないものです。

当案件に関連して、**報告第 29 号 許可不要転用届**について報告します。届出

なく申請地に農業用倉庫を建設しているもので、農地法第 5 条許可後に倉庫は解体される計画ですが、始末書添付にて届出がなされているものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 2

(譲渡人) 荒尾市上井手の個人

(譲受人) 福岡県北九州市小倉北区中井五丁目の法人

(土地の所在地) 上井手の畑、面積 161 m²

(転用目的) 駐車場で、第 2 種農地

申請地は、隣接する譲受人の事業所の駐車場として使用される計画で、既存の駐車場では不足するため拡張するものです。既存の駐車場 50 台分に加え、新たに 5 台分を増やす計画です。駐車場のため給水、生活雑排水・汚水の発生はなく、雨水は県道側溝に排水する計画で、既存事業地との間に高低差があるため盛土を行う計画ですが、隣接地との境界に L 型擁壁を設置するため隣接農地への営農には影響ないものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 3

(譲渡人) 荒尾市川登の個人

(譲受人) 荒尾市川登の個人

(土地の所在地) 川登の畑、面積 139 m²

(転用目的) 一般住宅で、第 3 種農地

現地の状況ですが、申請地の周囲は住宅街であり、道路沿いに位置します。一般住宅 1 棟及び駐車場 2 台を建設する計画です。給水は市上水、生活雑排水・汚水は下水道に接続、雨水は浸透枡を設置して浸透処理する計画で、住宅街のため隣接に農地はありません。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 4

(譲渡人) 荒尾市水野の個人

(譲受人) 福岡県大牟田市大字手鎌の個人
(土地の所在地) 水野の田、面積 143 m²
(転用目的) 宅地拡張で、第 1 種農地 [例外規定の既存拡張]

譲受人が購入した中古住宅に隣接する申請地を転用され購入し、自己用のガレージハウスを建設するものです。ガレージハウス 1 棟と保守点検スペース等を設ける計画です。ガレージハウスのため給水・生活雑排水・汚水はなく、雨水は自然浸透する計画で、隣接農地への営農には影響ないものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 5

(譲渡人) 荒尾市原万田の個人
(譲受人) 荒尾市緑ヶ丘三丁目の個人
(土地の所在地) 川登の畑、面積 667 m²
(転用目的) 資材置場及び通路で、第 2 種農地

申請地に隣接し、譲受人の息子が代表者である法人の資材置場及び通路として使用されるものです。資材置場及び通路のため、給水・生活雑排水・汚水はなく、雨水は浸透枡を設置し自然浸透とする計画です。隣接地には境界ブロックを三段設置し、隣接農地への営農には影響ないものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 6

(譲渡人) 荒尾市野原の個人
(譲受人) 熊本市北区楡木三丁目の個人 2 名
(土地の所在地) 野原の畑、面積 620 m²
(転用目的) 一般住宅で、第 3 種農地

現地の状況ですが、申請地は一部に法面を含むため、法面を除いた面積が一般住宅の転用上限面積であるおおむね 500 m²を下回ることを確認しております。給水は市上水、生活雑排水・汚水は合併浄化槽にて処理後に宅内浸透枡にて浸透処理、雨水は浸透枡を設置して浸透処理する計画で、隣接農地への営農には影響ないものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結

果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 7

- (譲渡人) 福岡市早良区の個人 2名
- (譲受人) 荒尾市平山の個人 2名
- (土地の所在地) 本井手の畑、面積 352 m²
- (転用目的) 一般住宅で、第 2 種農地

現地の状況ですが、周囲は住宅化しており耕作されていない農地で、一般住宅及び駐車場 2 台分を建設する計画です。給水は市上水、生活雑排水・汚水は下水道に接続、雨水は北側道路内にある雨水管に接続する計画で、隣接農地への営農には影響ないものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 8

- (譲渡人) 荒尾市川登の個人
- (譲受人) 荒尾市平山の個人 2名
- (土地の所在地) 川登の畑、面積 6.5 m² 外 3 筆 面積 329.3 m²
- (転用目的) 一般住宅で、第 2 種農地

現地の状況ですが、周囲は住宅化しており何も耕作されていない農地です。一般住宅 1 棟及び駐車場 4 台を建設する計画です。給水は市上水、生活雑排水・汚水は浄化槽にて処理した後に南側の道路側溝に排水、雨水は南側側溝に排水する計画で、隣接農地への営農には影響ないものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

議案第 47 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請及び関連する報告第 29 号 許可不要転用届については以上です。御審議の程よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。それでは、この件について担当委員は説明をお願いします。

受付番号 1 委員

北及び南隣は住宅で、東及び西隣は道路であり、東側道路向かいに農地がありますが、影響はなく問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号2 **委員**

既存駐車場の拡張で管理されていて問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号3 **委員**

住宅街の一部ですので問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号4 **委員**

農地に隣接して水路があり、水路を挟み農地がありますが耕作はされず管理のみされている状態です。宅地の拡張であり問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ）—

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号5 **委員**

周囲に農地はなく耕作もされておらず、転用目的が資材置場であるため問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ）—

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号6 **委員**

北側に農地がありますが問題はないと思われ、万が一被害を及ぼした時には責任をもって対応する旨を確認しているため支障はないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ）—

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号7 **委員**

管理をされていませんが、周囲を宅地に囲まれた農地であるため問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ）—

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号 8 委員

周囲に農地はなく問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

委員 審議とは関係ありませんが、今回の事業計画書は、訂正や追記が多いです。訂正等がある場合は書類を差し替えるか、訂正印を押させるよう申請者に指示されるようお願いします。

事務局 申請書の訂正については、申請印と別に捨印を捺印されたうえで行っているものです。

委員 委員への配布添付資料の事業計画書のみを見ても誰が訂正したものかわからず、後に第三者が追記できるような状態であるため、そうならないようお願いします。

事務局 承知しました。

議長 公的な文書ですので適正な対応をお願いします。他に御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定します。続きまして、議案第 48 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画及び関連する報告第 27 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議案第 48 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画及び関連する報告第 27 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知についてです。今回は、令和 3 年 10 月 15 日公告予定です。今回が 9 回目の利用集積計画となっております。所有権移転の田が 1,628 m²、畑が 4,184 m²、

合計 5,812 m²です。第 1 回からの合計は 273,481 m²となっております。

1 件目

(譲渡人) 荒尾市野原の個人

(譲受人) 荒尾市野原の個人

(所有権を移転する土地) 野原の畑、面積 2,005 m²

2 件目

(譲渡人) 荒尾市野原の個人

(譲受人) 荒尾市野原の個人

(所有権を移転する土地) 野原の畑、面積 1,962 m²

利用目的はぶどうで、所有権移転の時期は、令和 3 年 12 月 1 日で、対価はそれぞれ 1,500,000 円です。

当案件に関連して、**報告第 27 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知**について報告します。

申請地は、今年の 6 月に農地法第 3 条に基づく使用貸借権設定を許可している農地ですが、使用貸借権を解約し、同じ耕作者に農地の所有権移転を行うもので、基盤強化促進法に基づく所有権移転の申出書に併せて合意解約通知書が提出されています。

3 件目

(譲渡人) 福岡県北九州市若松区高須西の個人 外 3 名

(譲受人) 荒尾市平山の個人

(所有権を移転する土地) 本井手の田、面積 1,628 m² 本井手の畑、面積 217 m² 合計 1,845 m²

利用目的は水稻と野菜で、所有権移転の時期は、令和 3 年 11 月 1 日で、対価は 2 筆合計で 500,000 円です。

議案第 48 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画及び関連する報告第 27 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知については以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございました。それでは、この件について御意見、御質問は

ありませんか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

議長 それでは当議案について決定します。これで本日の審議は終わりました。報告事項について事務局より一括で説明をお願いします。

（事務局説明）

報告第 27 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について 審議
の中での報告分以外の 1 件

報告第 28 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の届けについて 2 件

議長 ありがとうございます。審議はありませんが、御意見御質問を受付けます。何かございませんか。

—（ 「なし」 の声あり ） —

議長 それでは本日の議案はすべて終了しました。事務局から何かありませんか。

事務局より事務連絡

- 農地意向カードについて
- あらおレシピコンテストについて
- 「農業委員会だより」の広報あらお 11 月号掲載について
- 令和 3 年度農業委員会新任委員研修会について
- 農業委員活動記録簿について
- 非農地現地調査について
- くまもと農業女性ゼミナール開催の情報提供依頼について
- 「のうねん」の配布について

議長 ありがとうございます。他に何かございませんか。

—（ 「なし」 の声あり ） —

議長 それでは、これをもちまして令和 3 年第 10 回総会を終了します。